

寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第9号

寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

(寒川町町税条例の一部改正)

第1条 寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の4」を「第28条」に改める。

第8条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第27条の4から第27条の6までを削る。

第28条（見出しを含む。）、第29条（見出しを含む。）、第30条（見出しを含む。）、第31条の見出し及び同条第1項、第32条の見出し並びに第33条の見出し並びに同条第1項から第3項まで、第5項及び第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第34条第2項中「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第41条第1項第3号中「、第27条の5第1項」を削り、同項第5号中「第27条の5第2項又は」を削る。

附則第13項を削る。

附則第12項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（軽自動車税の税率の特例）」を付し、同項中「第14項、第15項及び第16項」を「次項及び第15項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項の次に次の1項を加える。

(個人の町民税の税率の特例等)

12 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税

率は、第10条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削る。

附則第15項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削る。

附則中第16項、第17項、第18項の前の見出し並びに同項及び第19項並びに第20項から第23項までを削り、附則中第24項を第16項とし、第25項を第17項とする。

（寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部改正）

第2条 寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例（平成22年寒川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第1条中「種別割の課税客体」を「課税客体」に、「種別割の徴収方法」を「軽自動車税の徴収方法」に改める。

第2条及び第3条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第4条第1項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税種別割納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に、「当該種別割」を「当該軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税種別割納税済印」を「軽自動車税納税済印」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

	No.
車 種	
(Type of Vehicle)	
登 録 番 号	
(Registration Number)	
軽 自 動 車 税 納 税 証 紙	
Motorcycle and Scooter Tax Stamp	
税 額 （Tax Amount）	
課 税 年 度 (Taxation year)	年度分
交 付 年 月 日	年 月 日
(Date of Delivery)	
寒 川 町	
Samukawa Town	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。